

一般競争入札公告

沖縄県環境部環境整備課が委託する業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和 7 年度沖縄県海岸漂着物モニタリング調査等業務
- (2) 委託業務内容 仕様書による
- (3) 履行期限 令和 8 年 2 月 25 日

2 一般競争入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。なお、共同企業体で参加する場合は、別添の「令和 7 年度海岸漂着物等地域対策推進事業委託業務に係る共同企業体（JV）設置要綱」に基づき設置すること。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請期限日から当該業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
- (5) 次の各号に該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

- (6) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (7) 加入義務がある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。
- (10) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律及び沖

縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。

- (11) 過去５年間に国又は地方公共団体の海岸漂着物のモニタリング調査及び海岸漂着物のマイクロプラスチックの分析に係る業務を受託した実績があること。

3 一般競争入札参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参又は郵送により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

公告の日から令和７年５月２０日（火）までの毎日午前９時から午後５時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※郵送による場合は、令和７年５月２０日（火）午後５時必着

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎１－２－２ 沖縄県環境部環境整備課

TEL：098-866-2231 FAX：098-866-2235

ウ 提出方法

持参又は郵送

(2) 審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、郵送等により通知する。

(3) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を有してから契約締結日までとする。

(4) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所また所在地

ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

カ 電話番号

(5) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が上記 2 の資格要件に該当しなくなった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者に資格の取り消しの旨を通知する。

(6) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本委託業務にかかる入札に限り適用する。

4 入札の日時・場所

(1) 入札日 令和 7 年 5 月 26 日（月）午前 11 時

(2) 入札場所 沖縄県庁 4 階第 3 会議室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を県に納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 年間の間に本県又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 以上締結した実績を有し、これらすべての履行証明書を提出する場合。

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を県に納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 年間の間に本県又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 以上締結した実績を有し、これらすべての履行証明書を提出する場合。

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかが無いもの。

7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。

8 その他必要な事項

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された資格書及び資格確認資料は返却しない。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (5) この公告に関する問い合わせは、次のとおりとする。

沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：098-866-2231